

倉敷市立乙島小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

- ・例年のようにいじめ問題が発生し、被害児童・加害児童への教育相談、保護者面談などを行い、解決に向けて取り組んだ。学校生活の中での仲間づくりなど互いを尊重し合い、思いやりの人間関係を築くことが引き続き重要課題である。また携帯電話、ネット利用者は年々増加しており、現状の把握とネットモラルの指導が必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・「いじめは、どの学校でもどの子にも起こり得る」「いじめは絶対に許されない」という認識を全教職員がもち、いじめを見抜く目をもって、いじめられた子どもの思いや立場に立った指導を行う。そのために、教師が子どもの気持ちを受け止め、共感的に理解できるような、温かい人間関係を築くことができるようにする。
- ・人権週間、教育相談週間を中心として、子どもの実態（「性の多様性」を含む）や人間関係に関わる現状を把握し、いじめについての認識や子どもに対する理解を深める。
- ・ネット利用や携帯電話の使用についての実情を調査するとともに、情報モラルの指導について児童に出席講座等により指導を行い、さらに、職員研修や保護者を対象とした講演会等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関する正しい認識や、感染等が発生した際には正しい確認や、マスクの着用や消毒、換気など、みんなの問題として考えていくとともに、決して誹謗中傷などを行わないよう、徹底して指導する。

保護者・地域との連携

- 〈連携の内容〉
- ・6月に保護者対象にPTA 人権教育研修、9月には全学年人権に関する参観授業や学級懇談で保護者を対象にした人権研修を行うことで、互いを大切にし、いじめを許さないという学校の認識を共通理解し協力を得ることができるようにする。
 - ・家庭所在地確認や個別懇談、日常の保護者との対話の中から、子どもの様子や友達関係についての現状を把握し、家庭と連携しながらいじめにつながる問題の早期発見に努める。
 - ・人権に関わる学校の取組を学校だよりやHPなどで知らせたり、学校評議員会で紹介したりして、保護者・地域への周知を図る。

学 校

いじめ対策委員会

- 〈いじめ対策委員会の役割〉
- ・基本方針に基づく取組の実施。年間計画作成、実行、検証。発生したいじめ事案への対応
- 〈いじめ対策委員会の開催時期〉
- ・年4回(4月・6月・11月・2月)
- 〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉
- ・直後の終礼、職員会議で全職員に伝達・周知
- 〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉
- ・校外
学校評議員、民生委員、SC、SSW
 - ・校内
校長、教頭、教務、生徒指導主事、学年主任、養護教諭

全 教 職 員

関係機関等との連携

- 〈連携機関名〉
- ・市教育委員会、学区中学校
- 〈連携の内容〉
- ・ネットパトロールによる監視、定期的な情報交換
- 〈学校側の窓口〉
- ・教頭、教務、生徒指導主事
- 〈連携機関名〉
- ・玉島支所生活市民課、玉島警察署
- 〈連携の内容〉
- ・非行防止教室の実施、情報交換
- 〈学校側の窓口〉
- ・生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

- ・いじめ問題対策についての基本的な姿勢や、情報モラルについての校内研修を行い、教職員のいじめ問題に対する認識を深めたり、指導力の向上・充実を図ったりする。
- ・情報モラルについての授業を道徳の授業で実施し、情報を発信する責任の重さや、必要な情報を選び適切に活用することの大切さなどについて指導する。
- ・年4回のいじめ対策委員会、月1回の生徒指導・特別支援部会、週1回の終礼において、子どもの現状と課題について定期的に情報交換を行い、教職員が共通理解できるようにする。
- ・年2回の人権週間や、道徳・学活の授業などで、思いやりや協力、自己肯定感など人権意識の向上を図る活動や指導をする。

② 早期発見

- ・年2回の教育相談週間では、教師（担任）と子どもが1対1で対話する機会をもち、子どもの理解を深め、互いに信頼関係を築くように努める。
- ・教育相談週間の前に、いじめにかかわる言動や日常の悩み、自己肯定感など、学校生活についての調査（アンケート）を実施する。

③ いじめへの対処

- ・いじめの事実やいじめにつながる言動を発見したり、通報を受けたりした場合には、速やかに事実の確認と関わった子どもへの聞き取り調査を行う。
- ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開く。
- ・いじめられた子どもと保護者への支援、いじめた子どもへの適切な対処と指導が迅速に行えるようにする。

【様式2】

倉敷市立乙島小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

	会議、委員会等	学校が実施する取組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	・職員会議 ・第1回いじめ対策委員会 ・家庭所在地確認・希望懇談	・いじめ問題対策についての協議 ・情報交換 ・学年集会		・発生時案の対処(随時) ・対応手順の共通理解
5月	・校内教育支援委員会	・課題のある子どもの実態についての共通理解 ・人権標語・ポスターの募集・取組 ・非行防止教室		
6月	・第2回いじめ対策委員会 ・人権週間 ・教育相談週間	・人権週間の取組 ・人権標語・ポスター、「心キラリ」(学級や交流学年の友達のよさを見つける活動)の掲示・紹介 ・PTA 人権教育研修(教育講演会)	・学校生活についての調査 ・教育相談週間での子どもとの対話や聞き取り	・調査結果の検証
7月	・個別懇談		・保護者との面談	
8月	・校内研修	・人権教育・情報モラルについての校内研修		
9月	・参観日・懇談会(人権) ・校内教育支援委員会	・人権教育・情報モラルについての授業 全学年 ・学級懇談での人権研修 ・学年集会		
10月				
11月	・第3回いじめ対策委員会 ・ネットモラル研修 ・学校評議員会	・いじめ問題対策の反省・考察(教育課程反省) ・情報モラルについての研修	・学校生活についての調査	
12月	・個別懇談 ・人権週間 ・教育相談週間	・人権週間の取組、人権集会 ・「心キラリ」の掲示・紹介	・保護者との面談 ・教育相談週間での子どもとの対話や聞き取り	・調査結果の検証
1月		・学年集会		
2月	・第4回いじめ対策委員会 ・学校評議員会	・非行防止教室		
3月	・職員会議	・学年集会 ・いじめ問題対策についての一年間の反省・振り返り		

年間を通して行う取組

- ・毎月の生徒指導・特別支援部会において、生徒指導上課題のある子どもや、配慮が必要な子どもについて、必要な対応や対策について話し合う。
- ・毎週木曜日の終礼において、課題のある子どもの現状についての報告を行い、共通理解を図る。
- ・毎日の清掃や毎月1回の縦割り班活動を通して、異学年間の交流や親睦を図る。